**新たに申請をされる方へ**

**児童手当の支給を受けるとき（請求手続）**

手当を受けるためには請求手続が必要です。

手当は、請求した日の属する月の翌月分から支給します。ただし、事実発生日の翌日から起算して１５日以内に請求手続を行えば、事実発生日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。

請求手続が遅れると、遅れた分の手当が受けられませんのでご注意ください。

|  |
| --- |
| 認定請求事由 |
| 主な事由 | 手続に必要なもの |
| 児童が生まれたとき | ・認定請求書（窓口にあります）・請求者名義の普通預金（貯金）の通帳またはキャッシュカードの写し・請求者の健康保険証等の写し・請求者本人とその配偶者の個人番号確認書類（※２） |
| 受給者が他の市町村から転入したとき（※１） |
| 児童を養育するようになったとき（離婚、再婚、施設退所等） |
| 受給者が公務員でなくなったとき | 福祉保健課へ |
| 勤務先へ | ・受給事由消滅届 |

※１　前住所地で渡された「転出される児童手当受給者の方へ」をお持ちでしたら提出してください。ない場合は、前住所地に支給最終月を確認します。

※２　請求者本人とその配偶者のマイナンバーがわかる書類（個人番号カード、通知カードもしくはマイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書のいずれか１つ）が必要です。

**児童手当の支給が終わるとき**

手当の受給要件を満たさなくなったときは手続が必要です。手当の支給は、支給事由の消滅した日の属する月で終了します。

手当の受給資格がないにもかかわらず、手当を受給した場合は、受給された金額を返納していただくことになりますので、手続の必要な方は速やかに届出してください。

|  |
| --- |
| 受給消滅理由 |
| 主な事由 | 手続に必要なもの |
| 児童が１５歳到達後最初の３月３１日を迎えたとき | 不要 |
| 児童を養育しなくなったとき（離婚、施設入所、拘禁等） | ・受給事由消滅届（窓口にあります） |
| 受給者がお亡くなりになったとき（※１） |
| 受給者が町外に転出したとき（※２） |
| 受給者が公務員になったとき | 福祉保健課へ |
| 勤務先へ | ・認定請求書 |

※１　支払うべき手当に未支払があるときは、児童に未支払分の手当を支給しますので、未支払請求書（窓口にあります）を提出してください。新たに受給者となる養育者は、認定請求手続が必要です。

※２　町外転出する場合で、引き続き手当の受給条件に該当するときは、転出予定日の翌日から起算して１５日以内に転居先で手当の請求手続をしてください。

**その他、手続が必要なとき**

次の事由に該当するときは、速やかに手続をしてください。

届出が遅れると、手当の支給ができなくなることがありますのでご注意ください。

|  |
| --- |
| 届出が必要な事由 |
| 主な事由 | 手続に必要なもの |
| 支給対象となる児童が増えたとき（手当の額が増えるとき） | ・額改定認定請求書（窓口にあります） |
| 支給対象となる児童が減ったとき（手当の額が減るとき） | ・額改定届（窓口にあります） |
| 受給者の住所が変わったとき（町内での住所変更） | ・変更届（窓口にあります） |
| 養育している児童のみ住所が変わったとき | 引き続き児童を養育している場合 | ・変更届（窓口にあります）・別居監護申立書（窓口にあります）・住民票（児童の属する世帯全員）・児童の個人番号確認書類（※１） |
| 児童を養育しなくなった場合 | ・受給事由消滅届（窓口にあります） |
| 受給者または養育している児童の名前が変わったとき | ・変更届（窓口にあります） |
| 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む) | ・変更届（窓口にあります）・受給者の健康保険証等の写し |
| 振込口座を変更するとき | ・変更届（窓口にあります）・受給者名義の普通預金（貯金）の通帳またはキャッシュカードの写し |

※１　児童のマイナンバーがわかる書類（個人番号カード、通知カードもしくはマイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書のいずれか１つ）が必要です。

※担当が不在の場合がありますことから、事前に福祉保健課にご連絡いただき、ご確認くださいますようお願いします。

※その他の詳細につきましては、『児童手当制度のご案内』や『多賀町ホームページ』等でご確認ください。

○児童手当に関するお問い合わせ先

多賀町役場　福祉保健課　０７４９－４８－８１１５

滋賀県子ども・青少年局　０７７－５２８－３５５６